

飼料用米で多収を達成しましょう

- 本県の平成28年産飼料用米の平均単収は528kg/10a、うち多収品種の平均単収は519kg/10aとなっており、多収品種を用いても必ずしも多収を達成できていない現状です。また、主食用米の平均単収との差は▲27kgであり、水田活用の直接支払交付金を有効に活用できていない状況です。
- 需要に応じた米生産を進める中で、水田を安定して経営していくためには、飼料用米で多収を実現し、水田活用の直接支払交付金を有効活用することが重要です。
- 飼料用米は多収品種を用い、品種にあった栽培管理を行うことで多収を実現しましょう。

＜平成28年産平均単収＞（10aあたり）

飼料用米		主食用米	差
(A)	多収品種	(B)	(A-B)
528kg	519kg	555kg	▲27kg

※県まとめ

低コスト栽培技術も積極的に導入し、生産コストの削減に取り組みましょう



多収品種の栽培のポイント



多収品種であっても一般品種と同じ栽培管理では増収は見込めません
次のポイントをしっかりと押さえ、多収を目指しましょう

品種

- ・品種の特性を確認し、地域や栽培条件にあった品種を選定しましょう

播種 移植

- ・千粒重を考慮し、播種量を調整しましょう
- ・極端な疎植は穂数を確保できず収量が下がる恐れがあるため避けましょう

栽培 管理

- ・倒伏しない範囲で多肥栽培を行いましょう（主食用の1.6～2倍程度の窒素施用が可能です）
- ・葉色を確認しながら追肥を行い過不足が生じないようにすることが重要です
- ・適期の雑草防除に努めましょう
特に直播栽培では苗と雑草の生育が競合しやすいため注意が必要です

収穫

- ・収穫時期は倒伏や脱粒、穂発芽を考慮し決定しましょう

このパンフレットに関するお問い合わせは

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局

○ 福島県水田畑作課

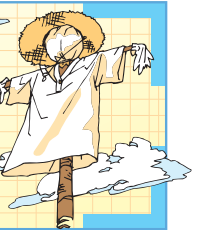
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL 024-521-7369 FAX 024-521-7942

○ J A福島中央会

〒960-0294 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 TEL 024-554-3072 FAX 024-554-6022

平成30年産の米づくりに向けて

～29年産米で到達した所得の維持・向上に向けて～



引き続き「需要に応じた米生産」に取り組みましょう

主食用米が過剰作付になれば、再び「米価」は下落します。
30年以降の「米政策の見直し」は「減反廃止」ではありません。



本当に生産調整は廃止されるの？
主食用米は自由に作っていいの？
30年産米の米価は大丈夫かな？
これまで取り組んできた飼料用米などはどうすればよいのかな？

30年産からは国による生産数量目標の配分はなくなり、自らの経営判断で作付することになります。併せて、生産調整達成者に支払われていた7,500円/10aの米の直接支払交付金も廃止されます。

一方で主食用米の需要は毎年減少している*図1ことから、国から公表される価格等市場動向を踏まえて集荷先と相談の上、どのような銘柄をどの程度作付するかを決めることが極めて重要です。

また、水田をフルに活用し、需要に応じた米生産を続けるとともに飼料用米や加工用米等の非主食用米の生産も継続・拡大し、所得の向上に取り組みましょう！



わかったけれど、何を目標に取り組めばよいのかな？

米価は産地銘柄ごとに需給バランスによって形成されています。29年で到達した米価・所得水準を維持向上させるには、30年産は、県推進会議が策定した制度別・用途別作付計画*図2をベースに販売先の動向も見ながら何を生産するか考えていく必要があります。

そのための材料として、各地域農業再生協議会には「生産の目安」を示しています。

各地域農業再生協議会やJA等集荷業者とよく相談してみてください！



図1 米の需要量の推移

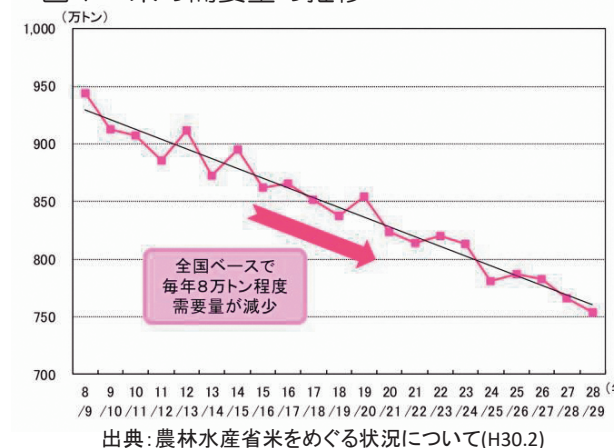
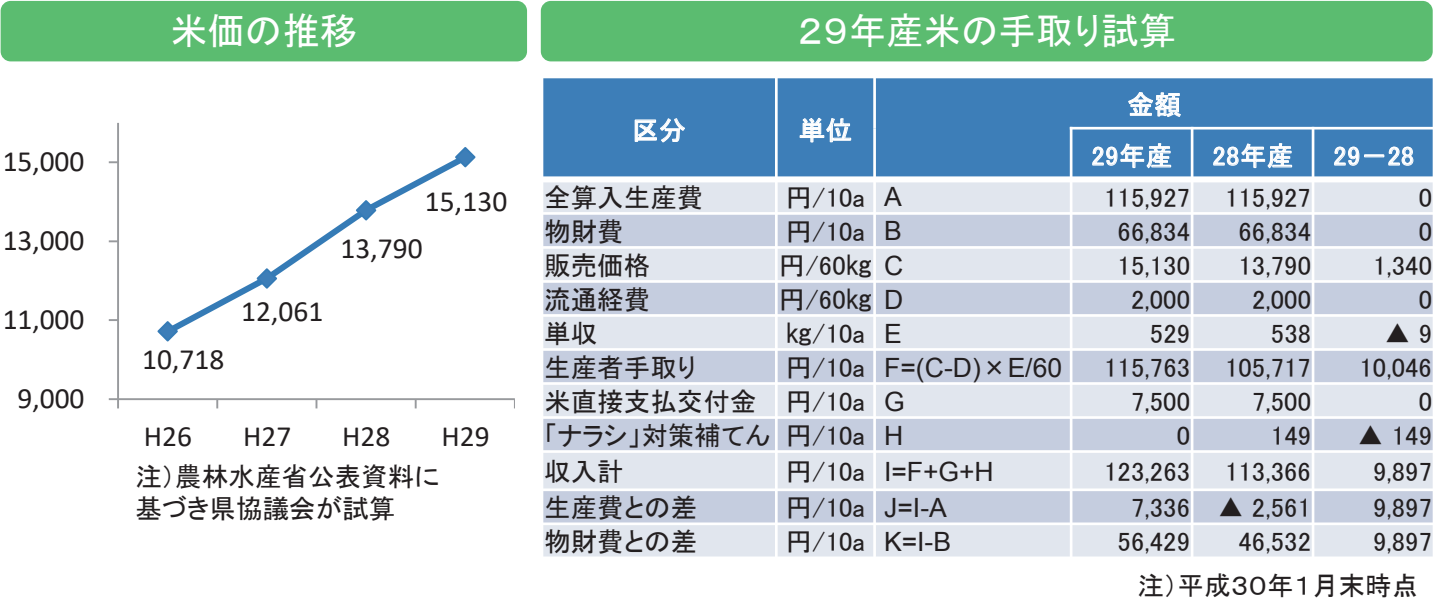


図2 福島県全体の制度別・用途別作付計画

区分		平成29年産実績 (A)	平成30年産計画 (B)	単位:ha (B) - (A)
主食用米		59,900	59,300	▲600
非主食用米	飼料用米	5,839	6,800	961
	備蓄米	3,818	3,800	▲18
	加工用米	281	320	39
	WCS	1,122	1,100	▲22
	その他	40	80	40
	計	11,100	121,00	1,000
全水稲作付面積		71,000	71,400	400

出典：農林水産省米をめぐる状況について(H30.2)

福島県の米価水準の推移と29年産の生産者手取りの到達点



- 主食用米と非主食用米のトータルで収入を確保しましょう
- ◆飼料用米は多収品種で取り組みましょう
 - ◆備蓄米にも引き続き取り組みましょう
 - ◆加工用米は複数年契約で拡大しましょう
 - ◆輸出用米にも取り組み、需要拡大をすすめましょう
- 麦・大豆、園芸作物への転換を促進しましょう



平成30年1月末見込みでは、残念ながら主食用米の作付が計画より拡大しています。

経営所得安定対策等

①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

○諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金

- (1) 交付対象者
認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模要件は問いません)

- (2) 交付単価
品質と生産量に基づく交付(数量払)を基本に、
当年産の作付面積に応じた額(面積払)が内金として交付されます。

対象作物(一部)	数量払平均交付単価
小麦	6,890円/60kg
六条大麦	5,690円/50kg
大豆	9,040円/60kg
そば	16,840円/45kg
なたね	9,920円/60kg

交付単価はH29と同じ

※ ピール用麦、黒大豆、種子用は対象外。また、農産物検査を受検し、一定以上の格付が必要(なたね除く)

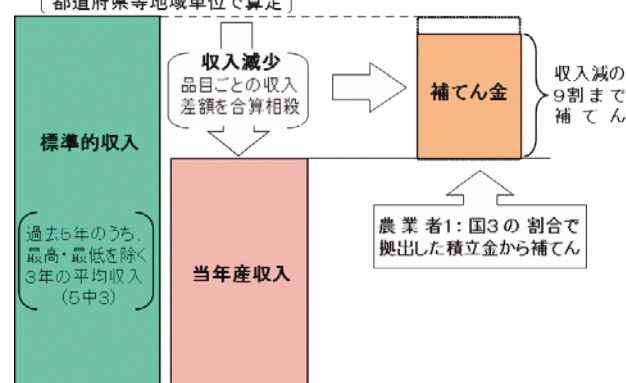
②米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

○米価等が下落した際に収入を補てんする保険的交付金

- (1) 交付対象者
認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模要件は問いません)

- (2) 交付単価
当年産の販売収入額(対象作物の合計)が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされます。

- (3) 対象作物
米、麦、大豆(ビール用麦・黒大豆・種子用除く)
(都道府県等地域単位で算定)



③水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米や、野菜等の高収益作物を生産する農業者に対する交付金

- (1) 交付対象者 水田で主食用米以外の作物を販売目的で生産する農業者等
(2) 交付単価

①戦略作物助成(国設定)

対象作物	交付単価
麦・大豆・飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、 55,000円/10a ~105,000円/10a

②産地交付金(県設定+国設定)

対象	交付単価
飼料用米	(一般品種) 9,000円/10a以内 (多収品種) 12,000円/10a ※多収品種大規模取組は+2,500円/10a以内 ※多収品種は多肥栽培を要件とします
加工用米 複数年契約	(H28~30年契約の、H30年交付単価) 22,000円/10a以内 (H29~31年またはH30~32年契約の、 H30年交付単価) 10,000円/10a以内
米粉用米	(多収品種) 12,000円/10a
酒造好適米	4,000円/10a以内
飼料用トウモロコシ	4,000円/10a以内
そば・なたね	(基幹作のみ) 20,000円/10a

県設定分については計画段階であり、県内の作付実績に応じて交付単価が変更となることがあるため、「以内」と表記しています。
また、備蓄米は、平成30年度から産地交付金の交付対象外です。

上記の他、地域農業再生協議会が地域の課題に応じて、別途独自に設定する交付金があります。

③産地交付金(国が平成30年度から新設)

取組	交付対象	交付単価	備考
転換作物 拡大	前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した場合に、その面積に応じて国から県へ配分	国から県への配分単価は 10,000円/10a	産地交付金(県域)の交付単価を満額交付する財源として県域で活用します。
コメの 新市場 開拓	内外の新市場の開拓を図る米穀の作付面積に応じて国から県へ配分	20,000円/10a	輸出用、バイオエタノール用、石けん用、化粧品用、糊原料用等の米穀の作付が対象となります。
畑地化	水田の畑地化面積(交付対象水田からの除外面積)に応じて国から県へ配分	105,000円/10a	①一定以上の団地化された面積が対象です。 ②畑地化後に数年間「販売を目的とした作物」を作付けする必要があります。 ※詳細は今後決定されます

交付を受けるためには、
収益力向上等の一定の要件
がありますので、
最寄りの地域農業再生協議
会、または4ページのお問
い合わせ先にお確かめくだ
さい

